

# 外貨預金規定集

外貨普通預金規定

外貨定期預金規定（兼為替予約規定）

外貨預金自動振替サービス規定

外貨預金ATMサービス規定

盗難された通帳を用いた預金の  
払戻しによる被害の補償に関する規定

**OKB 大垣共立銀行**

# 目次

外貨普通預金規定	1～5
外貨定期預金規定(兼為替予約規定)	6～11
外貨預金自動振替サービス規定	12～13
外貨預金ATMサービス規定	14～15
盗難された通帳を用いた預金の 払戻しによる被害の補償に関する規定	16～18

# 〈外貨普通預金規定〉

## 1. 外貨普通預金の取扱

この預金については、ステートメント方式および不発行方式の場合は、通帳の発行はいたしません。ステートメント方式の場合は、「外貨普通預金ステートメント」にお取引内容を記載し交付しますので「外貨預金ステートメントつづり」に綴り込んで保管してください。

不発行方式の場合は、通帳およびステートメントを発行いたしません。別途〈大垣共立〉スーパーOKダイレクトまたは〈大垣共立〉OKメイト・WEB外為サービスのお申込が必要となります。

## 2. 預入、払戻等

- (1) この預金の預入、払戻および利息支払等にかかる一切の取引は、「外国為替および外国貿易法」ならびに同法に基づく命令規則等（以下「外為法規」といいます）により取扱います。将来外為法規が変更された場合も同様とします。
- (2) 外国為替市場の動向、金融情勢いかんによっては、当社はこの預金の取扱いをしない場合があります。
- (3) この預金の通貨の種類は、当社所定の通貨の種類に限定します。また、この預金の預入、払戻および利息支払等にかかる一切の取引は、すべて当社所定の手続により取扱います。
- (4) 当社がこの預金の残高をこの預金の通貨により払戻すよう請求された場合でも、当社はこの預金の通貨または当社所定の外国為替相場により換算したこの預金の通貨相当額の本邦通貨、またはそれらの組合せのいずれをもって支払うことができるものとします。
- (5) この預金の取引を行うに際しては、外国為替相場の変動により差益または差損が発生することがあることを承認したものとし、差益または差損については当社は一切の責任を負いません。
- (6) 平日午後3時以降および土・日・祝休日は、この預金の取扱いに制限がございます。

## 3. 変更、取消等

- (1) この預金の預入または払戻に関する取引日、金額、利率、適用為替相場等の取引条件について、いったん合意したうちは、その取引実行の前後を問わず変更または取消はできません。
- (2) 前項にかかわらず、当社がやむを得ないものと認めて当該取引条件の変更または取消に応ずる場合には、これにより発生する一切の手数料、費用、損害金等は預金者が負担するものとします。

## 4. 適用外国為替相場

この預金の預入または払戻の際にこの預金の通貨以外の通貨との換算を行う場合には、当社所定の外国為替相場により取扱います。

## 5. 最低預入額

この預金は、当社所定の通貨単位以上を受入れます。

## 6. 利 息

この預金の利息は、当社所定の日、当社所定の利率、付利単位および方法によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は外国為替市場の動向、金融情勢の変化によって変更することがあります。

## 7. 預金の払戻

- (1) この預金を払戻すときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、お取引店（口座開設店）に提出してください。ただし、その際には公的な本人確認書類のご提示等の手続きを求められることがあります。
- (2) 当社が必要と認めるときは、当該預金の払戻を受けることについて正当な権限を有することの確認ができるまでは払戻を行いません。
- (3) 同日に数件の支払をする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。

## 8. 成年後見人等の届け出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

## 9. 届出事項の変更、通帳の再発行等

- (1) この預金の通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときには、直ちに当社所定の方法により届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当社に過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。
- (3) この預金の通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻、解約または通帳の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおくことがあります。  
なお、通帳の喪失等の理由で通帳を再発行する場合は、預金者は当社所定の手数料を支払うものとします。

## 10. 印鑑照合

この預金の払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

## 11. 差引計算等

- (1) 当社が弁済期の到来した債権を有しているときは、当社はいつでも当社所定の方法により、この預金を相殺または弁済に充当することができます。
- (2) 前項のほか、相当の事由が生じたときは、当社はいつでもこの預金を解約できるものとします。
- (3) 前記(1)(2)の場合、公的な本人確認書類、通帳および払戻請求書は不要とし、換算相場は前記4. に準じて取扱います。

## 1 2. 手数料等

- (1) この預金の預入、払戻ならびに解約にあたっては、預金者は当社所定の手数料、費用等を支払うものとします。
- (2) 1 1. (1)、(2) で発生する費用、損害金等についても預金者が支払うものとします。

## 1 3. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当社所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押捺（または署名）して、通帳が交付されている場合は通帳とともに直ちに当社に提出することとします。その際には公的な本人確認書類のご提示等の手続きを求めることがあります。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③ 上記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記（1）により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到着した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済する事により発生する損害金等の取扱いについては、当社の定めによるものとします。
- (4) 前記（1）により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記（1）により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても、相殺することができるものとします。

## 1 4. 譲渡、質入れ等の禁止

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または、第三者に利用させることはできません。
- (2) 当社がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

## 1 5. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、下記1 7. (3) ①、②AからEおよび③AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、下記1 7. (3) ①、②AからEまたは③AからEの一にでも該当する場合には、当社はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

## 1 6. 取引の制限等

- (1) 当社は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入、払戻等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入、払戻等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。

## 1 7. 解約等

- (1) この預金口座を解約する場合は、当社所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳が交付されている場合は通帳とともに、お取引店（口座開設店）に提出してください。ただし、その際には公的な本人確認書類のご提示等の手続きを求めることがあります。
- (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知が届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

また、解約する場合、解約時点における当社所定の外国為替相場を適用し、円貨に換算したうえで解約するものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ② この預金が犯罪に利用された場合
  - ③ この預金の預金者が譲渡、質入れ等の禁止に違反した場合
  - ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、解約する場合、解約時点における当社所定の外国為替相場を適用し、円貨に換算したうえで解約するものとします。
    - ① 預金者が預入申込前に行なった表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
    - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
      - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
      - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 一定の期間預金者による利用がない場合、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、届出の印章および通帳が交付されている場合は通帳を持参のうえ、お取引店（口座開設店）に申出てください。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人をもとめることがあります。

## 18. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 19. 準拠法、裁判管轄権

この規定の解釈は、日本の法律によって行われるものとし、万一この預金ならびにこの規定に関し紛争が発生したときは、当社本店またはお取引店（口座開設店）の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

## 20. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

## 21. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、外貨預金規定集に収録の各規定ならびにその他の各サービスに関する規定が適用されるものとします。

以上

# 〈外貨定期預金規定（兼為替予約規定）〉

## 1. 外貨定期預金の取扱

この預金については、ステートメント方式および不発行方式の場合は、通帳の発行はいたしません。ステートメント方式の場合は、「外貨定期預金ステートメント」にお取引内容を記載し交付しますので「外貨預金ステートメントつづり」に綴り込んで保管してください。

不発行方式の場合は、通帳およびステートメントを発行いたしません。別途〈大垣共立〉スーパーOKダイレクトのお申込が必要となります。

## 2. 預入・払戻等

- (1) この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金の預入、払戻、継続、および利息支払等にかかる一切の取引は、「外国為替および外国貿易法」ならびに同法に基づく命令規則等（以下「外為法規」といいます）により取扱います。将来外為法規が変更された場合も同様とします。
- (3) 外国為替市場の動向、金融情勢いかんによっては、当社はこの預金の取扱いをしない場合があります。
- (4) この預金の種類ならびに通貨の種類は当社所定の種類に限定します。また、この預金の預入、払戻、継続、および利息支払等にかかる一切の取引は、すべて当社所定の手続により取扱います。
- (5) 当社がこの預金の残高をこの預金の通貨により払戻すよう請求された場合でも、当社はこの預金の通貨または当社所定の外国為替相場により換算したこの預金の通貨相当額の本邦通貨、またはそれらの組合せのいずれをもっても支払うことができるものとします。
- (6) この預金の取引を行うに際しては、外国為替相場の変動により差益または差損が発生することがあることを承認したものとし、差益または差損については当社は一切の責任を負いません。
- (7) 平日午後3時以降および土・日・祝日は、この預金の取扱に制限がございます。

## 3. 変更、取消等

- (1) この預金の預入または払戻に関する取引日、金額、利率、適用為替相場等の取引条件について、いったん合意したうちは、その取引実行の前後を問わず変更または取消はできません。
- (2) 前項にかかわらず、当社がやむをえないものと認めて当該取引条件の変更または取消に応ずる場合には、これにより発生する一切の手数料、費用、損害金等は預金者が負担するものとします。

## 4. 適用外国為替相場

- (1) この預金の預入または払戻の際にこの預金の通貨以外の通貨との換算を行う場合には、当社所定の外国為替相場により取扱います。
- (2) この預金の預入または払戻について当社が認めて外国為替先物予約を締結する場合には、後記7.によることとします。

## 5. 預金の支払時期

- (1) 自動継続扱の場合
  - ① この預金は、満期日に前回と同一の期間の外貨定期預金に自動的に継続します。継続された預金について満期日が到来した場合も同様とします。

- ② この預金の継続後の利率は、継続日における当社所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- ③ 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に払戻の請求があったときに支払います。

(2) 自動継続扱以外の場合

この預金は満期日以後に払戻の請求があったときに支払います。

## 6. 利 息

(1) 自動継続扱の場合

- ① この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数およびこの預金の利率（継続後の預金については前記5.（1）②の利率（以下、これらを「約定利率」といいます））によって計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。
- ② 利息を指定口座へ入金する場合でこの預金の通貨と指定口座の通貨が異なる場合には、満期日（継続をしたときはその満期日）の当社所定の外国為替相場を適用します。
- ③ 利息を指定口座に入金できない場合には、当社所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。ただし、その際には公的な本人確認書類のご提示等の手続きを求められることがあります。
- ④ 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日の前日までの日数および解約日におけるこの預金の通貨の普通預金の利率によって計算します。
- ⑤ 当社が認めてこの預金の満期日前の解約に応じる場合および下記10.（4）の規定により解約する場合には、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および当社所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- ⑥ この預金の付利単位は、この預金の通貨の補助通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。

(2) 自動継続扱以外の場合

- ① この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数およびこの預金の利率によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- ② この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日におけるこの預金の通貨の普通預金の利率によって計算します。
- ③ 当社が認めてこの預金の満期日前の解約に応じる場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および当社所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- ④ この預金の付利単位は、この預金の通貨の補助通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。ただし、申し出により当社が応じる場合には、1年を360日として日割で計算します。

## 7. 外国為替先物予約の締結等

- (1) 外貨定期預金と同日にお申しいただいた外国為替先物予約については、外貨定期預金申込書（お客様控）にその明細を表示してお渡しすることとし、別途の外国為替先物予約締結証書（スリップ）は発行いたしません。

(2) なお、締結した外国為替先物予約は、他への譲渡または対象外貨定期預金以外の取引には使用できません。また、この外国為替先物予約の取消・変更はできません。ただし、7.(4)に規定する外貨定期預金の満期日前の解約の場合は同時に外国為替先物予約も取消すものとします。

(3) 外国為替先物予約付の外貨定期預金は、外貨定期預金申込書に記載のとおり満期日に解約して元利金を円貨によりお支払いします。この場合、前記5.(2)、後記10.(2)の規定にかかわらず、公的な本人確認書類および払戻請求書のご提出がなくても自動的に解約させていただくこととします。

(4) 外国為替先物予約付外貨定期預金についてその満期日前の解約をやむを得ないものとして当社が認めるときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して、通帳が交付されている場合は通帳とともにお取引店(口座開設店)に提出してください。ただし、その際には公的な本人確認書類のご提示等の手続きを求めることがあります。

この場合、同時に外国為替先物予約も取消すものとし、外貨定期預金解約元利金の円貨への換算は外国為替先物予約締結相場によらず、解約日の当社所定の相場によることとなります。また、外国為替先物予約の解約(取消)により当社に生じた損害金は、元利金円貨換算額から差引させていただきます。

## 8. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金は、下記10.(4)①、②AからEおよび③AからEのいずれにも該当しない場合に預入することができ下記10.(4)①、②AからEおよび③AからEの一にでも該当する場合には、当社はこの預金への預入をお断りするものとします。

## 9. 取引の制限等

(1) 当社は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入、払戻等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入、払戻等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前2項に定めるいずれの取引制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。

## 10. 預金の解約等

### (1) 自動継続扱の場合

この預金を解約するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して、通帳が交付されている場合は通帳とともにお取引店(口座開設店)に提出してください。ただし、その際には公的な本人確認書類のご提示等の手続きを求めることがあります。

### (2) 自動継続扱以外の場合

この預金を解約または書替継続するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して、通帳が交付されている場合は通帳とともにお取引店(口座開設店)に提出してください。ただし、その際には公的な本人確認書類のご提示等の手続きを求めることがあります。

- (3) 前項の解約等の手続に加え、当該預金の解約等を受けることについて正当な権限を有することを確認するための公的な本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約等を行いません。
- (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金取引を解約することができるものとします。また、解約する場合、解約時点における当社所定の外国為替相場を適用し、円貨に換算したうえで解約するものとします。
- ① 預金者が預入申込前に行なった表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為
- ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- (5) 前項により、この預金取引が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、届出の印章を持参のうえ、お取引店（口座開設店）に申出てください。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人をもとめることがあります。

## 1 1. 成年後見人等の届け出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

## 1 2. 届出事項の変更、通帳の再発行等

- (1) この預金の通帳、印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときには、直ちに当社所定の方法により届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当社に過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。
- (3) この預金の印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおくことがあります。  
なお、通帳の喪失等の理由で通帳を再発行する場合は、預金者は当社所定の手数料を支払うものとします。

## 1 3. 印鑑照合

この預金の払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

## 1 4. 差引計算等

- (1) 当社が弁済期の到来した債権を有しているときは、この預金の期日のいかんにかかわらず、当社はいつでも当社所定の方法により、この預金を相殺または弁済に充当することができます。
- (2) 前項のほか、相当の事由が生じたときは、当社はいつでもこの預金を解約できるものとします。
- (3) 前記(1)(2)の場合公的な本人確認書類、通帳および払戻請求書は不要とし、換算相場は前記4.(1)に準じて取扱います。

## 1 5. 手数料等

- (1) この預金の預入ならびに解約にあたっては、預金者は当社所定の手数料、費用等を支払うものとします。
- (2) 1 4.(1)(2)で発生する費用、損害金等についても預金者が支払うものとします。

## 1 6. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、通帳が交付されている場合は通帳とともに直ちに当社へ提出することとします。その際には公的な本人確認書類のご提示等の手続きを求めることがあります。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。

- ③ 上記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到着した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間については約定利率、満期日以後の期間については当社所定の利率を適用します。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到着した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当社の定めによるものとします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については、当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても、相殺することができるものとします。

## 17. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当社がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

## 18. 準拠法、裁判管轄権

この規定の解釈は、日本の法律によって行われるものとし、万一この預金ならびにこの規定に関し紛争が発生したときは、当社本店またはお取引店（口座開設店）の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

## 19. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 20. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

## 21. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、外貨預金規定集に収録の各規定ならびにその他の各サービスに関する規定が適用されるものとします。

以 上

# 〈外貨預金自動振替サービス規定〉

## 1. 外貨預金自動振替サービス

- (1) 外貨預金自動振替サービス（以下「本サービス」といいます。）は、お客さま指定の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）から、振替指定日（土曜・日曜・祝休日となる場合は翌平日、以下同様とします。）に振替金額を引落とし、当社所定の換算相場を使用して指定の外貨普通預金口座に入金します。
- (2) 本サービスは同一のお客さま（C I F）番号の口座間に限り取扱います。
- (3) 本サービスにおける支払指定口座からの引落としについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振り出しまたは預金通帳および預金払戻請求書の提出は不要とします。

## 2. 自動振替

前記1. (1) の取扱いは、以下の方法によるものとします。

- (1) 外貨普通預金口座への入金
  - ① 預入可能な通貨は当社所定のものに限ります。
  - ② 振替指定日における外貨普通預金口座の入金金額は、円貨額で指定の振替金額（1万円以上1千円単位）を当社所定の換算相場を使用して算出します。この際、預入通貨の補助通貨単位未満は当社所定の方法で取扱います。
- (2) 支払指定口座からの引落とし
  - ① 振替指定日における支払指定口座からの引落とし金額は、前記（1）②で算出した外貨普通預金口座への入金金額を当社所定の換算相場を使用して算出（1円未満切り捨て）します。この結果、指定の振替金額に満たない場合があります。
  - ② 振替指定日における当社所定の処理時点で支払指定口座の残高（残高の確定は当社所定の方法で行います。また、総合口座やカードローンによる当座貸越可能金額は除きます。）が引落とし金額に満たない場合は、お客さまに通知することなく、その月の取扱いはいたしません。

## 3. 処理の順序

同一日に本サービスの引落としが複数ある場合は、そのいずれの取引を処理するかは当社の任意とします。

## 4. 変更

本サービスにおける振替指定日や振替金額等を変更する場合は、振替指定日の2平日前までに当社所定の書面を提出していただきます。

## 5. 解約等

- (1) 本サービスを解約する場合は、振替指定日の2平日前までに当社所定の書面を提出していただきます。
- (2) お客さまが次のいずれか一つにでも該当した場合、当社はいつでも本サービスを解約できるものとします。
  - ① 支払指定口座、または振替先の外貨普通預金口座が解約されたとき。

- ② お客さまに相続の開始があったとき。
- ③ 住所変更・連絡先の届出を怠る等、お客さまの責めに帰すべき事由によってお客さまの所在が不明になったとき。
- ④ この規定に違反する等、当社が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき。

## 6. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、支払指定口座にかかる各種規定ならびに外貨普通預金規定により取扱います。

## 7. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

## 8. サービスの中止

本サービスは金融情勢の変化等により取扱いを中止することがあります。この場合、当社から事前に通知を差し上げます。

以 上

# 〈外貨預金ATMサービス規定〉

## 1. サービス内容

(1) 外貨預金ATMサービス（以下「本サービス」といいます）は、外貨普通預金規定・外貨定期預金規定（兼為替予約規定）の定めにかかわらず、当社所定の現金自動預け払い機（以下「ATM」といいます）で、普通預金または貯蓄預金について発行したキャッシュカードまたは普通預金について発行したコーポレートカード（以下「カード」といいます）または手のひら認証サービスを使用して次の場合に利用することができるサービスです。

A. 普通預金口座または貯蓄預金口座から預金を払戻し、同時にそれに相当する代り金外貨額を、外貨普通預金口座へ振替入金する場合

B. 外貨普通預金口座から預金を払戻し、同時にそれに相当する代り金円貨額を、普通預金口座または貯蓄預金口座へ振替入金する場合

C. 普通預金口座または貯蓄預金口座から預金を払戻し、同時にそれに相当する代り金外貨額を、自動継続外貨定期預金（元利継続型）へ振替で預け入れする場合

(2) A. B. C. いずれの場合も、振替金額の換算相場は、取引時にATMの画面に表示される当社所定（ATMでの取引用）の外国為替相場を適用します。

(3) 本サービスの対象となる外貨普通預金および外貨定期預金への預入通貨は、米ドルとします。振替を行う外貨普通預金口座または外貨定期預金口座と円建の普通預金または貯蓄預金のカードまたは手のひら認証サービスの対象口座は同一店舗の同一名義の口座に限ります。

## 2. 暗証の届出・照合

(1) 本サービスに使用する暗証は、カードの暗証と同一とします。

(2) 当社が、カードの電磁的記録によって、ATM操作の際に使用されたカードを当社が交付したものととして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金の払戻し、外貨または円貨への換算、および振替入金をしたうへは、カードまたは暗証につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。ただし、この取扱い（預金の払戻し、外貨または円貨への換算、および振替入金）が偽造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当社が確認できた場合の当社の責任については、この限りではありません。

## 3. 振替の方法

(1) 本サービスを利用するときは、ATMの案内手順に従って操作し、ATMにカードを挿入し、届出の暗証および振替金額を正確に入力してください。また、手のひら認証サービスを使用したATM取引の場合は、手のひら認証サービスの利用を申込された方の生年月日および手のひら認証情報の照合に加え、届出の暗証による認証を行い、その同一性を確認したうへで、振替金額を正確に入力してください。この際、普通預金または貯蓄預金の通帳、および払戻請求書ならびに入金伝票の提出は必要ありません。なお、残高不足および合理的な理由により口座に停止が設定されている場合は振替はできません。

- (2) 振替金額の入力は、円貨額または外貨額のいずれでも可能とします。(外貨普通預金の入力単位は、円貨額での入力の場合は1円単位・外貨換算で1通貨単位以上。外貨額での入力の場合は1通貨単位とします。また外貨定期預金の入力単位は、円貨額での入力の場合は1円単位で外貨換算で100通貨単位以上。外貨額での入力の場合は100通貨単位以上1通貨単位とします。)ただし、代り金の計算(円貨額入力の場合の代り金外貨額の算出、または外貨額入力の場合の代り金円貨額の算出)は取引時にATMの画面に表示される外国為替相場に基づき、当社所定の計算方法で行います。なお、円貨額での入力の場合、この計算の結果、振替円貨額が入力した円貨額より少なくなる場合があります。
- (3) 振替内容の確認操作を行った後は、画面表示の内容で振替処理を行います。振替内容の確認操作後に、振替の訂正、取消はできません。
- (4) 本サービスにおける1回あたりの振替金額は、当社の定めた範囲内とします。なお、当社の定める振替金額の範囲は、店頭にて表示します。

## 4. ATMの故障等の取扱い

停電、端末故障、通信回線の障害等により、ATMの取扱いができないときは、本サービスの利用はできません。また、外国為替相場の急激な変動により、本サービスを中断する場合があります。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

## 5. ATMへの誤入力等

ATMの利用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当社は責任を負いません。

## 6. 利用日・利用時間

本サービスの利用は、当社所定の利用日、利用時間に限るものとします。

## 7. 為替リスク

外貨預金は、為替相場の変動により円でのお受取額が変動する預金です。外貨預金から払出しする際に適用される為替相場が、預入れの際に適用された為替相場と比べて円高の場合には、為替差損が発生します。また為替相場の変動がなくても、預入れ時と払出し時に適用される為替相場には差がありますので、円貨で元本割れが発生することがあります。

## 8. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、外貨普通預金規定、外貨定期預金規定(兼為替予約規定)、<大垣共立>カード規定、<大垣共立>コーポレートカード規定、普通預金規定、総合口座取引規定、<大垣共立>ゴールド総合口座取引規定および貯蓄預金規定、手のひら認証サービス利用規定により取扱います。

## 9. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

# 〈盗難された通帳を用いた預金の 払戻しによる被害の補償に関する規定〉

## 1. 規定の適用範囲等

- (1) この規定は、個人のお客さまの預金取引に適用されます。
- (2) この規定は、盗難された通帳を用いて不正な払戻し（解約ならびに当座貸越を利用した払戻しを含みます。）が行われた場合における取扱を定めるものです。
- (3) この規定は、各種預金規定（以下「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この規定に定めがある事項はこの規定の定めが適用され、この規定に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

## 2. 盗難された通帳による不正な預金払戻し等

- (1) 盗難された通帳を用いて行われた不正な預金払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当社に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補償を請求することができます。
  - ① 通帳の盗難にきづいてからすみやかに、当社への通知が行われていること
  - ② 当社の調査に対し、預金者本人より十分な説明が行われていること
  - ③ 当社に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当社は、当社へ通知が行われた日の30日（ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補償対象額」といいます。）を補償するものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当社が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失（重大な過失を除く）があることを当社が証明した場合には、当社は補償対象額の4分の3に相当する金額を補償するものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当社への通知が、この通帳が盗難された日（通帳が盗難された日が明らかでないときは、盗難された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補償責任を負いません。
  - ① 当該払戻しが行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
    - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
    - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人により行われたこと
    - C. 預金者が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
  - ② 通帳の盗難が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

- (5) 当社が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補償の請求に応じることはできません。
- (6) 当社は、①不正な払戻しを受けた者その他の第三者から預金者が損害賠償または不当利得返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、②不正払戻しにより被った損害について本人が請求できる保険金相当額の限度において、第1項にもとづく補償の請求には応じることはできません。
- (7) 当社が第2項の規定にもとづき補償を行ったときは、当該補償を行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。
- (8) 当社が第2項の規定にもとづき補償を行ったときは、当社は、当該補償を行った金額の限度において、不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権、不当利得請求権、保険金等請求権およびその他の権利を取得するものとします。

以 上

# 【盗難通帳被害においてお客さまの重大な過失 または過失となりうる場合】

## 1. お客さまの重大な過失となりうる場合

お客さまの重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その典型的な事例は以下のとおりです。

- (1) お客さまが他人に通帳を渡した場合
- (2) お客さまが他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
- (3) その他お客さまに (1) および (2) の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

※上記 (1) および (2) については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

## 2. お客さまの過失となりうる場合

- (1) お客さまが通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合
- (2) お客さまが届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管した場合
- (3) お客さまが印章を通帳とともに保管していた場合
- (4) その他お客さまに (1) から (3) の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以 上